

## 岩戸養護学校開放事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立岩戸養護学校を地域の障害児・者団体及び地域住民の学習・文化・スポーツ活動などの振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりの促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (事業の方針)

第2条 神奈川県立岩戸養護学校は、地域に在住する障害児・者の支援を図るために、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放する。

### (運営委員会の設置)

第3条 本事業の運営は神奈川県立岩戸養護学校長（以下「校長」という）を委員長とした運営委員会で行う。構成員は校長・副校長・教頭・事務長・地域連携担当・PTAの代表・**地域住民の代表・利用団体の代表**とする。

### (開放施設)

第4条 開放する学校施設（以下「開放施設」という）は、次のとおりとする。

施設・・・グラウンド 体育館 **但し平日は体育館のみ**

付帯施設・・・体育館1F 生徒用トイレ 駐車場(利用団体ごとに原則20台までとする)

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めるときは、開放施設を変更できる。

### (開放日)

第5条 開放日は**平日の火曜日、水曜日、金曜日**、毎週土曜日と日曜日とする。ただし、本校行事実施日、4月及び祝日、**本校の長期休業期間**は除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めるときは、開放日を臨時に変更することができる。

### (開放時間)

第6条 校長は、学校運営に支障のない範囲において開放施設の開放時間を定めるものとする。

2 開放時間は、**平日は午後5時30分から午後7時まで**、土曜日と日曜日は午前9時から午後4時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めるときは、開放時間を臨時に変更することができる。

### (利用可能者)

第7条 開放施設を利用できる者（以下「利用者」という）は、原則として障害児・者関係団体、本校児童生徒の保護者、卒業生等の学校関係者の団体及び地域の住民で、原則として次に規定する利用申し込みを行い、校長から利用承認を受けた団体とする。

### (利用申込及び承認)

第8条 開放施設の利用を希望する団体は、施設利用登録申請書（様式1）と施設利用者名簿（様式2）により事前に学校長に登録申請の申し込みをするものとする。また、年度が変わったときにも登録申請を提出するものとする。

2 開放施設を利用する団体（以下「利用団体」という）は、利用希望日の属する月の前月初日から15日までに、施設利用申請書（様式3）により校長に申し込むものとする。

3 校長は、前項の規定による申込みが適当と認められる場合は、施設利用承諾書（様式4）を申込団体の責任者に交付するものとする。

4 開放施設の利用希望日が重なった場合は、事業の方針に基づき優先順位をつけることとする。

5 前2項の規定にかかわらず、校長は、第1項で定めた日以後に利用申込みがあった場合は、当該利用希望日に利用可能な開放施設があるときは、その都度、利用を承認することができる。

### (利用の不承認)

第9条 校長は、前条第1項及び第2項の規定による申込みを受けたとき、当該利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を承認しないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用

(2) 特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用

(3) 営利を目的とした利用

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用

(5) その他校長が不相当と認めた利用

(利用の取り消し等)

第10条 校長は第8条第3項及び第4項の規定による利用の承認を受けた利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用の取消又は利用を中止させることができる。

- (1) この要綱の定める規定に違反したとき
- (2) 利用承認の条件に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の承認を受けたとき
- (4) その他校長がその利用を不相当と認めたとき

(利用方法)

第11条 施設利用承認書の交付を受けた団体の責任者は、開放施設の利用に際して、利用承諾書を校長に提示するものとする。

- 2 利用者は、開放施設の利用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 利用承認を受けた開放施設以外の施設に立ち入らないこと
  - (2) 開放施設の器具、備品等の使用については、あらかじめ校長の承諾を得ること
  - (3) 常に火災、盗難の予防に注意し、公の秩序に留意すること
  - (4) 開放施設の清潔、整頓の保持に努めること
  - (5) 利用終了後、開放施設を清掃し、利用前の原状に復すること
  - (6) 他人に迷惑となるような行為をしないこと
  - (7) その他、管理上の指示に従うこと

(損害賠償責任及び義務)

第12条 利用者が開放施設を使用中、故意又は過失を問わず負傷等した場合は校長及び学校はその責を負わない。

- 2 利用者が開放施設を使用中、開放施設等、器具・備品等を損壊又は滅失したときは、直ちにその旨を校長に連絡するとともに、施設・設備破損届(様式5)を校長に提出し、速やかにその損失を弁償しなければならない。

(利用料)

第13条 利用者は次の施設の使用にあたり、次のとおり電気代実費相当額を負担するものとする。

| 施設名 | 区 分     | 単 位     | 金 額<br>(うち消費税及び地方消費税相当額) |
|-----|---------|---------|--------------------------|
| 体育館 | 照明施設を利用 | 1回(2時間) | 440円(44円)                |

\*利用単位は、2時間までを1回とする。

- 2 1回の開放につき2時間を超える場合、延長1時間毎に220円の延長料金を徴収する。
- 3 利用料は、郵送される納付通知書(振込書)にて支払う。

(施設管理員)

第14条 校長は、施設開放事業の実施に当たり、必要があると認めるときは、教育長と協議の上、施設管理員を置くものとする。

- 2 施設管理員は校長が委嘱する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より実施する。

この要綱は、平成24年4月1日より実施する。

この要綱は、平成26年4月1日より実施する。

この要綱は、平成28年6月3日より実施する。尚、様式の適用は8月申請分からとする。

この要綱は、令和2年1月1日より実施する。

この要綱は、令和4年4月1日より実施する。